



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成25年度日本弁理士クラブ幹事長 伊丹 勝

“大同団結して日弁のプレゼンスを内外に示そう！”

はじめに

平成25年度日本弁理士クラブ幹事長の伊丹勝です。日頃より、日本弁理士クラブの活動にご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございます。早いもので、本年度の日弁幹事会の任期も余すところ5ヶ月足らずとなりました。これまでの活動を振り返り、本年度の活動内容について簡単にご説明させていただきます。

本年は、アベノミクス効果による景気回復の期待感で始まり、2020年の東京オリンピック開催という大きな目標を得て、更なる飛躍への期待感が高まっております。新たな物、サービスが急ピッチで創造され、全世界が日本に注目する中、日本の誇る「ものづくり」が世界に再認識され、浸透していくことが期待されます。知財の分野でも、しっかりとした保護を、国を挙げて進めていく必要があるでしょう。このような時期に、日本の知財制度を有効に機能させ、日本の企業、特に中小企業が国際競争に打ち勝っていくために、我々弁理士がどのような形で貢献していくことができるかということを念頭に、日本の弁理士制度のあるべき姿を追求していくことが重要であると思います。現在、産業構造審議会の弁理士制度小委員会が開催され、弁理士法の改正についての審議が進められております。日本の知財の将来をしっかりとしたものにするため、弁理士の試験制度、研修制度、業務範囲等の改正は極めて重要であると考えます。日本弁理士会がリーダーシップを取って、

弁理士法をより良い方向に改正していくことが必要です。そして、この日本弁理士会の活動を支えている日本弁理士クラブの役割もまた重要であると言えます。

基本方針

本年度の日弁幹事会は、このような大事な時期にあって、日弁の役割、存在意義といったものが強く問われた中での船出でした。弁理士数は1万人を超え、日弁を初めとする会派に所属する会員だけでは、日本弁理士会のマジョリティを形成することができません。何もしなければ、バラバラの状態のまま弁理士制度は時代の波に飲み込まれて行ってしまうかもしれません。よほど一致団結しなければ、しっかりとした政策を実現させることができないという時代に入りつつあります。会員の声を日本弁理士会の会務に反映させ、弁理士、ひいては知財制度の発展に貢献するためには、まずは、日弁内での結束を高めていかななくてはなりません。また、意識を共有する西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブとの連携も極めて重要と考えます。賛同者が多ければ多いほど、改革のパワーが高まるからです。

このような点から、本年は、“大同団結して日弁のプレゼンスを内外に示そう！”を基本方針に、弁理士制度、知財制度を、何とかより良い方向に導き、賛同者を増やしていこうという気持ちを込めて、三派協調も進めながら、日弁の活動を行っています。

この基本方針に基づき、日弁として日本弁理士会の会務運営をしっかりと支え、一方において積極的に政策提言も行っていこうと考えています。このため、渡邊政策委員長を中心とする政策委員会で、弁理士制度、役員制度等、幅広い問題について活発な議論を行い、積極的な提言を行っています。

具体的活動

上記の基本方針のもと、本年度は、試行的ではありますが、新たな試みとして「日弁政策懇談会」というものを開催しました。日弁政策懇談会は、日弁のあり方、組織論に止まらず、弁理士制度、知財制度等、自由に広範なテーマでディスカッションをする中で、若手からベテランまでがお互いの意見に耳を傾け、有意義な意見交換をしながら、日弁が果たすべき課題を共有することを目的にしております。この日弁政策懇談会によって、若手会員とベテランとの間の意思疎通、意識改革、5つのクラブの連携強化、政策委員会で検討する政策の提言、次代を担うリーダーの育成等を図ることができればと思っております。参加メンバーは、各クラブから8名程度とし、ベテランから若手までバランス良く選出して頂きました。第1回は、平成25年5月17日に有楽町のニュートーキョービルの「L A S T E L L A」で行い、日弁内の役員選出のための協議の在り方、役員制度等を議論しました。第2回は、平成25年8月29日に「ルポール麹町」で行い、役員制度、弁理士試験・研修制度、業務範囲、職務発明制度等について幅広く議論しました。懇親会も開催し、参加者はざくばらんに交流いたしました。テーマ選定や、進行方法等、反省すべき点は多々ありますが、少しずつ改善していけば、より良い形にまとまっていくのではないかと期待しております。

また、日弁執行部の任期についても、現在の2月

1日～翌年1月31日が妥当かどうかの検討を行っております。日本弁理士会の次年度人事や次年度役員会からの政策マターの検討要請が年々早まっており、1月中に新年度体制を組まないと、日本弁理士会のスピードに追いつかないという現状があるからです。日弁所属の各クラブの意見なども聞きながら、必要に応じた規約改正を進めていく予定です。

その他の活動として、本年度は、6月15日、16日に仙台・秋保温泉で日弁旅行会、大白カントリークラブでゴルフ大会が、日本弁理士クラブ、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブからの総勢75名の参加により盛大に開催されました。また、7月10日～8月7日には、5回にわたり、弁護士の石神恒太郎先生による特定侵害訴訟代理業務試験対策研修会の過去問解析講座が行われました。更に、9月4日～10月9日には、4回にわたり、弁護士の柳下彰彦先生による添削付きの模擬試験が行われております。その他、ボーリング大会、新年会、テニス大会も予定通り、進めていく予定です。

最後に

本年度は、渡邊敬介政策委員長（P A会）、本多敬子副幹事長（P A会：政策、研修、規約、広報担当）、岩壁冬樹副幹事長（春秋会：協議、慶弔、ホームページ担当）、須藤雄一副幹事長（無名会：旅行、新年会、ゴルフ担当）、倉持誠副幹事長（稲門弁理士クラブ：会報、会計、ボーリング大会、テニス大会担当）、須藤浩副幹事長（南甲弁理士クラブ：庶務、総会、例会、相談役会、政策懇談会担当）を始めとする強力な幹事団に支えられて運営しております。残りの任期の活動につきましても、幹事団一同、精一杯進めてまいりますので、ご支援、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 高 梨 範 夫

はじめに

日本弁理士会及びP A会のご推薦により、平成25年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております高梨範夫です。同年度の役員立候補では会長ばかりでなく、副会長も定員をオーバーし、選挙となりましたが、皆様のご支援を得て当選させていただきました。改めて御礼申し上げます。さて、本年度は古谷史旺会長の任期1年目に相当しますが、古谷会長以下、副会長8名、執行理事11名の計20人体制にて構成される執行役員会では、毎週数多く提出される議案について、執行役員の一人一人の意見を明確にしつつ全体の総意をまとめることに努めており、円滑かつ積極的な審議が行われております。

以下においては、私が担当する委員会・付属機関等について紹介させていただきます。

関東支部

関東支部は、羽鳥亘支部長の下、総勢7千名の支部会員を擁する一大組織であり、地域の独自性を加味して精力的な活動が営まれています。関東支部の内部には、都県毎に構成される都県委員会、広報や研修その他のテーマ毎に構成される組織委員会があり、これらを正副支部長や幹事からなる関東支部役員会がとりまとめることにより、支部運営に努めています。活動としては、地域に根ざした知的財産普及啓蒙活動（休日パテントセミナーの開催を含む。）、都県での知的財産PRイベント開催（10月10日にアキバスクエアにて開催の知財フェスタ＝スポーツ祭東京2013関連イベントや、テクニカルショーヨコハ

マ・川崎国際環境技術展へのブース出展等）、中小・ベンチャー企業に対する弁理士サポートプロジェクト、関東地区の他士業団体との提携活動、支部の独自性に基づく様々なテーマの研修、広報活動の強化・多様化その他を行います。

防災会議

防災会議では、斎藤美晴議長の下、巨大地震等による災害に対する備えを会員に周知すると共に、災害発生時の会員の安否確認、特許庁と折衝し特許出願その他の手続きに関する必要情報の会員への提供等を行います。東京直下型地震により東京が被災し近畿支部に防災対策本部を設置するという想定の下、本年も10月2日に防災訓練を実施します。この他、これまで作り上げてきた複数の防災対策マニュアルを見渡し非常時に確認し易いものとするための工夫を施し、また、災害発生時に支障なく適切な対策を講ずることができるための人的・物的体制について検討します。11月29日には内閣府及び気象庁が緊急地震速報の全国的な訓練を行います。会員への周知その他の協力を致します。更に、本年度の会務が始まって間もない4月13日に淡路島付近で発生した大地震を教訓にして、来年2月頃、次年度の正副会長・執行理事予定者を対象にした防災対策説明会を実施する方向で検討しています。

知的財産価値評価推進センター

知的財産価値評価センターは、井内龍二センター長の下、知的財産の価値評価業務を弁理士が担うことを目指します。裁判所から知的財産価値評価人の

推薦依頼を受けると、価値評価人候補者から応募者を募り、応募者の中から相応しいと思われる人を裁判所に推薦しています。裁判所からは毎年一定件数の推薦依頼を受けており、弁理士による知的財産価値評価は浸透してきているといえます。今後は、企業や銀行等の民間からも推薦依頼を受けることができることを目標に活動を続けます。このため、今年度は、知的財産価値評価に関するニーズ調査をアンケート形式にて実施する予定です。また、民間企業を対象にした各種の評価マニュアル（将来導入の可能性がある国際会計基準に基づくものを含む。）の作成、並びに、会員向けの知的財産価値評価ガイドラインの作成をすすめます。更に、評価人候補者に対する講習をより充実させ候補者各位の評価能力向上を図ります。

商標委員会

商標委員会では、第1商標委員会・神林恵美子委員長及び第2商標委員会・佐藤俊司委員長の下、商標関連事項について検討しています。これまで、同委員会では、永年にわたり新しいタイプの商標を含む商標法改正について検討し特許庁に対する提言を行ってきました。特許庁の改正商標法案は、残念ながら、第183通常国会に上程されることなく6月26日の会期終了を迎えました。更に、秋の臨時国会における法案提出は見送られ、次回通常国会に提出されるとの見通しですが、法案提出時期を注視すると共に、新しいタイプの商標に関する商標審査基準の検討が始まり次第、これについて積極的に関わる意向です。パブリックコメント（商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示）に対して意見を提出したばかりでなく、抵触する商標の併存登録に関する同意書制度導入について自発的に意見書を提出する等、特許庁に対して積極的に意見表明を行っております。更に、平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査報告書「商標法における証明・認証マークの保護の在り方に関する調査報告書」が発表され、知的財産推進計画2013において言及さ

れる等、最近動きが出てきた証明・認証マークについて日本弁理士会の意見をまとめるべく検討をしています。この他、注目すべき判決や審決について検討し会員へと知らせます。

不正競争防止法委員会

不正競争防止法委員会では、中田祐児委員長の下、「技術流出の防止と不正競争防止法の関わり」及び「不正競争防止法による新しいタイプの商標の保護について調査研究をしています。前者は、産業界において問題となっている事項であり、立法が検討されているとも云われるテーマです。営業秘密のうち製造技術・設計図・実験データ・研究レポート・図面などの技術上の情報について不正競争防止法の視点から検討し、不正な漏洩の防止可能性や限界を探ります。後者は、改正商標法案が可決され新しいタイプの商標が商標登録の保護対象となったとしても、このような商標の保護は必ずしも商標登録のみによってなされるのではなく、不正競争防止法が寄与するところが大きいとの視点から、新しいタイプの商標に関する不正競争防止法による保護について検討します。委員会冒頭の全体会議において検討事項に関連する判決の紹介と意見交換を行い、その後、各小委員会において担当事項について検討しています。

著作権委員会

著作権委員会では、野田薫央委員長の下、国内外において様々な事項について改正論議が熱く論じられている著作権について、その改正の方向性に注視しつつ、各種の問題点について検討しています。また、著作権に対する会員の理解をより深めてもらうため、昨年度に作成配布した「著作権業務の現状に基づくQ&A集」について、今年度は継続研修会を実施してこれを詳しく紹介するとともに、著作権に詳しい会員に気軽に相談可能な「著作権ネットワーク構想」も併せて紹介しました。更に、今年度の研究フェスタでは委員会メンバーが「地域キャラク

ターの活用術」を公表し大変好評を博しました。この他、著作権に関する最近の重要判決をパテントに紹介すべく検討しています。また、コンテンツビジネスに関する調査を行うとともに、著作権に関する関係官庁・諸団体に適切に対応しています。知的財産権の全般に弁理士が関わっていることを社会的に認知してもらうためには、会員一人一人の努力が重要ですが、本委員会の活動が少しでも寄与すればと期待しています。

知的財産活用推進委員会

知的財産活用推進委員会では、根本雅成委員長の下、特許権や著作権等の知的財産権について弁理士を介在して譲渡やライセンスの橋渡しを行う仕組みについて検討しその実現を図ることにより、権利化された発明その他を積極的に活用できる機会の創出

を目指しています。本年度は、ごく基本的な骨子となる制度を試験的に設置・運用することにより、実現の可能性を探ります。また、知的資産経営に関する弁理士の貢献について模索し、今秋開催予定の「知的資産経営WEEK」に日本弁理士会としてイベント参加する方向で検討しています。

最後に

早くも来年度の副会長や常議員等が無投票にて決定致しました。しかしながら、本年度執行役員会は未だ半分の任期を残しており、また、重要課題である弁理士法改正に関する産業構造審議会が開催されるに至り、まさに正念場にあります。日本弁理士クラブ会員の皆様方の叱咤激励を励みに残る任期を務めさせていただきます。





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 小 島 高城郎

1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦を戴き、4月から副会長を務めさせていただいております。没頭しているうちに気付けば既に6か月を経過しており、これからは、前半とは異なった内容での行事が待ち受けております。その内容とは、急ぐべき諮問事項、審議委嘱事項等で処理期限を早めに設定した答申書が上がってくることや、秋から来春に向け種々の行事が開催されるからであります。

これまでも諸先輩のご助言等を胸に、私なりに尽力してきたつもりですが、後半も忌憚なきご意見を賜ればと存じます。

以下、私の感想等も交えながら古谷執行部一年目前半の会務報告をさせていただきます。

2. 主たる担当の会務状況

会務全体につきましては、日本弁理士会のパテント誌6月号と9月号にて比較的詳細に記載させていただきましたので、極力重複しないように重要かつ相違点を中心に報告させていただきます。

(1) 支部

私の担当であります九州支部、北陸支部へは、支部定時総会時に会長と共に訪問させていただきましたが、これまで、支部の事業計画や予算等も起案事項として執行役員会にて審議対象とさせていただきました。これらは、毎年ルーチン的に行っているものであります。

尚、先日の発明協会との懇談会でもご依頼頂いておりますが、秋には各地で発明表彰式が開催されます。私は、11月1日に宮崎で開かれる表彰式へ出席

させていただきますこととなっておりますが、会長が主たる地へ、他の副会長がその他の地方へと分担致しております。

(2) 中央知的財産研究所

懸案事項であった当研究所の組織・運営のあり方を、筒井所長の采配にて当該運営規則を一部改正することにより改め、会議の無駄を廃し、効率よい運営の下に重複審議を避け、当研究所の主要な任務である研究部会において具体的かつ十分な検討ができるように会則を改正致しました。担当される方々のスムーズな運営がなされ得ることと嬉しく思っております。

尚、本年度の当該研究部会では、①複数の知的財産権法による保護の交錯、②権利行使に強い明細書とは、③間接侵害に関する研究等が、研究テーマであり、これもまた着々と進められております。

(3) コンプライアンス委員会

当委員会も、他の綱紀委員会、審査委員会、業務対策委員会、紛議調停委員会等と共に、守秘義務は無論として神経を使わざるを得ない委員会の一つです。その中であって、本年度は、事件予審部と4つの倫理部（内、2つは実質、事件対応部と倫理研修部）で以て淡々と処理されております。苦情処理は、現在、事件予審部と事件対応部に、会長室が加わって運用されてます。ガイドラインにあります所謂「広告のあり方」や「事務所名称のあり方」等についても、検討頂いておりますが、現在会員数も1万人以上の大所帯となりましたので、予想される将来を見つめた丁寧な検討が必要と感じております。

（４）弁理士法改正委員会

弁理士法は、平成12年以降数次に亘り改正されて参りましたが、平成19年改正を5年後の見直しとして検討してきており、本年8月からいわゆる産構審（産業構造審議会）の知的財産分科会弁理士制度小委員会がスタート致しました。既に、8月、9月と第2回迄終了しております。古谷会長と共に委員として参加させて頂いておりますが、各界の方々が委員としておられますので、身の引き締まる思いであります。

なお、この産構審との関係で、特許庁との審議・調整は、しばしば行われ、時として日本弁理士会と特許庁の意見が食い違うこともあります。両者は知財の中核的存在であり、いわば車の両輪であることを己に言い聞かせている次第です。

（５）ソフトウェア委員会

国内での保護のあり方は無論重要ですが、特に外国での保護体制を知ることも重要と感じております。欧米諸国における法改正へのキャッチアップは無論ですが、インド、中国、ブラジル、タイ等の新興国の運用等も常にウォッチングして行く必要があります。そんな中で、「インドにおけるコンピュータ関連発明に対する審査ガイドライン」に対するパブリックコメントを求められたこともありますが、イン

ド特許商標登録総局の取り扱いは厳しい内容で少々驚きました。また、特許庁国際課よりの種々の要望・依頼等、そして他の団体からも種々の依頼等を受けており、実に忙しい委員会の一つであります。

（６）技術標準委員会

以下の点は、パテント誌にも記載致しましたが、重要ですので再掲載させていただきます。技術標準は、内外企業の活動、なかんずく新技術（商品）開発の方向付けに直結する問題ゆえに、極めて重要であり、奥が深いです。弁理士が、これに如何に関与出来るかといった場合、ほんの一部の方々を除き、まだまだ手探り状態と言ってよいでしょう。直接的には、明細書作成の仕方でありといっても、上記新商品開発の方向性を技術標準化との関係で把握しなければ意味がなく、つまり、企業の企画を理解出来る立場にいなければなりません。そのことから、企業弁理士の方々が、挑戦されることが最も理想と、私は思っております。従いまして、企業弁理士委員会との連携をお勧め致しております。

3. 最後に

残り半年を少しでもお役に立つべく尽力したいと思っておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

会 務 報 告

日本弁理士会副会長 青 木 篤

1. ご挨拶

日本弁理士会副会長の青木篤です。昨年の弁理士会役員選挙では、日本弁理士クラブ（日弁）のご推薦を受け当選させていただきました。まずこの場をお借りし、厚く御礼申し上げます。また、会務の知識・経験共に不足でありましたが、日弁の先生方のご協力とご指導を受け、これまで何とか会務を務めております。平成25年度会務が始まり早や半年が過ぎました。以下に簡単ではありますが、小職担当の主な会務のご報告をさせていただきます。

2. 担当会務

副会長として以下の担当を委嘱されています。まず、会令第60号「会計及び資産に関する規則」(第4条)に規定されている財務担当副会長です。次に、実務系委員会については、貿易円滑化委員会、意匠委員会、知財経営コンサルティング委員会、管理系委員会については、財務委員会、紛議調停委員会が担当委員会です。また、支部については、東北支部が担当です。

なお、今執行部の方針として、重複会務のスリム化のためアサインメントの統合が行われました。例えば、従来いくつかの委員会に分散されていた外国関連業務を国際活動センターの担当としたため、同センターのワークロードが大変重くなりました。そこで、同センター担当副会長のワークロード軽減のため、副担当を委嘱されました。このように多くの委員会等を担当させていただいておりますが、本稿では、財務担当副会長の職務について、その概要等をお話ししたいと思います。

3. 財務担当副会長

財務担当副会長の職務は、大別すると、第一は、弁理士会の経理処理や財務処理が、予算に従って円滑かつ正確に運営されるよう監督すること、第二は、月次決算について監事会で説明すること、第三は、総会の場で、会員の皆様に弁理士会の前年度決算報告および次年度予算説明を行うこと等々です。

第一の職務については、半年間の経験ではありますが、事務局職員の皆さんが大変誠実、正確に仕事をこなしている状況を把握しています。第二の職務については、毎月末に開催される監事会で前月の決算報告をしています。報告の要点は、弁理士会から出損される資金が予算との関係上適正であったかという点、また予算に対し執行状況がどのようになっているかの点であります。監事会では監事の方より、時には大変厳しいご質問や、ご指摘を受けることもあり、大変緊張感を持って臨んでおります。ところで、弁理士会の会計処理は「公益法人会計基準」によりますが（会規第12号第2条）、一般事業会社の会計とは少々異なる財務諸表体系となっています。少し難解であるということもあり、財務諸表の見方等に関するご質問も頂戴し、悪戦苦闘して内容を理解する等、個人的には大変貴重な経験をさせていただいています。

4. 職務（財務担当）遂行にあたり

財務担当副会長の責務は、いわば弁理士会の金庫番のようなものです。まず主な金銭の出損に際し、予算との比較、根拠の確認を心がけ、適正な経理処理確認を心がけています。

また、弁理士の財務運営は、会員の皆様が支払った会費によって支えられているものでありますから、会の財務運営がどのようになされるか、会員にわかり易い説明を心がけ、多くの会員に弁理士会財務について正確な理解をしていただくよう心がけています。

5. おわりに

会員の総数が一万人を超えました。平成24年度に会費等の値下げが行われましたが、会員数の増加も

あり弁理士の財務状態は良好と言えましょう。しかし、会員の皆様には弁理士の財務状況に更に関心を深めていただき、将来、弁理士の財産（これは、本来会員の会費で作られたものです）状態がどのようであるべきか是非考えていただきたいと思います。

副会長の任期もあと半分です。残り半年も皆様のご協力の下、頑張りたいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 石橋 良規

はじめに

4月1日の就任以来6ヶ月、任期のちょうど半分が終わろうとしております。関係諸団体への挨拶回りと委員会の立ち上げに忙しかった4月、第一回定期総会の準備をした5月、支部廻りをした6月、やっとペースがつかめたのが7月でした。8月は多くの委員会が夏休みということもあり、ちょっぴりのんびりできました。

以下に、この半年間の会務報告をさせていただきます。

研修所

4月12日に運営会議が開催され、真田有研修所長を中心に本年度の活動がスタートしました。研修所は、全会員に課される継続研修、特定侵害訴訟の代理人となるための能力担保研修、弁理士登録をするための実務修習という3つの法定研修をはじめ種々の研修を円滑に実施しなければなりません。

運営委員の人数も多く、予算もたくさん使う大所帯ですが、委員の先生方のご尽力により順調に運営できていると思います。

また、今年度は、古谷会長肝いりの「弁理士育成塾」を立ち上げることが重要なミッションであり、ワーキンググループを結成して準備に取り組んでおります。この弁理士育成塾は、登録して間もないいわゆる新人弁理士に対して明細書作成に必要な「技」を伝授することを目的とした「寺子屋」的な研修であり、弁理士会全体のレベルアップ（ボトムアップ）を図るために重要な取り組みだと考えております。今年度は、まずは「パイロット版」を実施し、その結果

をしっかりと検証した上で、次年度からの本格運営を目指す予定でおります。

綱紀委員会・審査委員会・不服審議委員会

綱紀委員会は、4月25日に一回目の委員会が開催され、堀籠佳典執行理事、武政善昭委員長を中心に本年度の活動がスタートしました。審査委員会は、4月25日に一回目の委員会が開催され、堀籠佳典執行理事、宍戸嘉一委員長を中心に本年度の活動がスタートしました。また、不服審議委員会は、4月22日に一回目の委員会が開催され、堀籠佳典執行理事、村田実委員長を中心に本年度の活動がスタートしました。

ここで詳細な事件についての言及はできませんが、不運にもいわゆる「クレマー」と言われるようなクライアントに難癖を付けられてしまっている事件が半分、もうちょっと弁理士が丁寧に対応していれば良かったのになあと思えるような事件が半分、といった感じでしょうか？日弁会員の先生方におかれましても、クライアントへの対応には十分に気を付けて頂ければ幸いです

パテントコンテスト委員会

4月18日に一回目の委員会が開催され、小川嘉英執行理事、山本尚委員長を中心に本年度の活動がスタートしました。

昨年度と同様、パテントコンテストおよびデザインパテントコンテストを開催すべく、特許庁、I N P I Tおよび文部科学省と連携をして事を進めております。高校生や大学生に特許制度や意匠制度を

知ってもらい、さらに実際に出願から権利化までを体験してもらうことにより、次世代の発明者や創作者を育てるための重要な取り組みだと考えております。先日、高校の先生方のお話をする機会を頂き、「先生方の生徒さんが、未来の我々のお客様です！」とお願いしておきました。

弁理士業務標準化委員会

4月22日に一回目の委員会が開催され、小川嘉英執行理事、岡戸昭佳委員長を中心に本年度の活動がスタートしました。

昨年度と同様、冊子「弁理士業務標準」をより使いやすくすることなどを目的として活動しており、改訂作業を着実に進めている最中です。我々を取り巻く業務環境はめまぐるしく変化しておりますが、様々な場面で使える、まさに「標準」的な資料とすべく頑張っております。

知財訴訟委員会

4月23日に、一回目の委員会が開催され、杉村純子委員長を中心に本年度の活動がスタートしました。

昨年度までは「アミカスブリーフ委員会」として活動しておりましたが、今年度は名称を「知財訴訟委員会」と改め、知財訴訟に対し日本弁理士会およ

び弁理士個人がどのように関与していくべきか、等について検討を進めております。具体的には、今年度は、特許法第102条にスポットを当てて、判例の調査研究をしている最中です。

四国支部

上記委員会の他、四国支部を担当させていただきます。

山内康伸四国支部長を中心に、今年は四国の四県それぞれの中小企業診断士協会との協力関係を強化するなど、元気よく活動して頂いております。四国支部は、全国にある九つの支部の中で最も会員数の少ない支部ではありますが、「元気では負けない！」を合い言葉に頑張っております。

最後に

この半年間いろいろな会務に携わり、日弁の存在の大きさを今さらながら痛感しております。日本弁理士会の会務運営には、良い悪いは別として、現時点においては日弁は不可欠な存在であると思います。

日弁出身の副会長として、残り半分を全力疾走する所存です。今後ともご指導ご鞭撻を宜しくお願い致します。

常議員会を考える

平成25年度第一回・第二回常議員会議長 広瀬文彦

このままでは、第三回常議員会でも「議長」を（互選ですが）やることになりそうなので、あらかじめ失礼の無いように日弁の機関紙の上ですが、ご挨拶をさせていただきます。

ご存知の通り、平成17年度から、常議員議長は常設ではなくなりました。常議員改革により、ここまで進化しました。私は過去に日弁推薦で2度も常議員（昭和58年・昭和60年）をやらせていただいた経験があります。

その当時の常議員議長は大変に偉い先生が就任し、何がしかの政治力を発揮できるそれなりの役職でした。隔世の感がありますが、今回の私への要請は、あたかも、政治力の期待されてないところにあり、却って邪魔にならないように配慮すべきであるかのようです。もっとも、今この瞬間は、議長でもない、ただの（と言っては語弊がありますが）常議員に戻っております。肩の荷が無くなって寂しくなったのやら、良かったのやら。制度を改革した趣旨が、責任を会長に一本化するために、常設の常議員議長は置かない、（不要）ということなので、制度改革を推進した進歩型なのであります。ここで、ご挨拶まで必要なのか疑問です。

常議員会が会務執行の監査の任務を解かれた（外されちゃった？）のは、平成13年度であります。当時の改革の趣旨としては、監査機関を独立させ、常議員は会務執行の監査より、多忙な正副会長会を助けて委嘱事項を審議することの方が活性化に直結するという判断でありました。

その後も改革があり、常議員会の機能は平成17年に、委嘱事項の審議から、総会議案の審議という、

言わば総会の露払い役となり、精力的に総会議案を詳細に事前審議することになりました。また、執行理事が常議員から選出されることになり、会務の執行に常議員の数名が直接関与することになりました。会務執行の監査の時代から考えると、隔世の感と言いますか、ドンデン返し（バックドロップ）の感があります。というわけで、今の常議員会は、会長、正副会長、常議員、執行理事から構成されております。

ところで、ドンデン返し（バックドロップ）はありましたが、常議員は旧来と同じ（ドンデン返しのない）公正な選挙により、各地域から弁理士仲間の代表として、清き1票の積み重ねで選出されております。その使命は、弁理士会の会務に会員の意見を反映することにあります。

この場は日弁の会報ですから、部落の話をしないうわけには行きませんので、敢えて常議員の本質を突きますと、各部落（伊藤雄之助の「気違い部落」ではありませんよ！古～いな）では、若手を弁理士会の政治に引き込むために、弁理士会活動への登竜門であり、武士の昔で言うと元服みたいなものとなっております。部落活動の大切な儀式の一つであって、これを無事通過しても雑巾掛けといわれる部落の雑務が待っているのであります。

だから、常議員といっても、部落の事情からすると、これから会務に本格的に関わろうと足を踏み入れたばかりの、元服しかかった若手弁理士に過ぎません。私もまだ若かった黒髪の30代後半に経験13～15年目に常議員をやらせていただきました。さて、この若手に、総会議案を詳細に事前審議することが出来るのでしょうか？

現在の実情は事前審議という名の、事前説明会となっております。中には、議案に関連して含蓄のある質問をされる、いやに事情に詳しい常議員の方も在席しておられることはおられますが、極く少数に限られております。

弁理士法改正に関する議案について、私が、大変重要な問題ですから質問でも意見でも何かありませんか？と問いかけても、積極的な意見はなかなか出てこないのが実情です。

あまり政治力は期待されていないのに、お邪魔な発言となると誰かに悪いのでこの辺で挨拶を終わりにさせていただきますが、大変なエネルギーを費やして常議員選挙を取って行っている訳ですから、各常議員が多くの支持会員の声を積極的に代弁できるような常議員会となるように再度の制度的改革が必要なのではないかと考えております。

以上



監事会報告

平成25年度監事会監事長 亀川 義示

1. 本年度監事会

前年度の副監事長に続き、前監事長の野本陽一先生の後を受けまして監事長を務めさせて頂いております。監事は会員より選出されました任期2年目の監事が5名、1年目の監事が5名と、総会で承認されました外部監事2名の合計12名で構成されております。

今年度の副監事長には近畿圏から来られている小柴雅昭先生（2年目）と東京の久保司先生（1年目）をお願いしております。外部監事には前年度に引き続き青山学院大学教授の山崎敏彦先生と株式会社日立技術情報サービスの平山裕之先生にご就任頂いており、会員とは違った観点から貴重なご意見を伺っております。

監事会担当の副会長は青木篤先生（会計担当）と石川憲先生（会務担当）で、お忙しい中を監事会における審議に的確に対応して頂いており、スムーズな審議を行うことが出来ています。

監事会の定例日は、原則として毎月の最終の月曜日であり、開催日には午後1時から始まり、概ね午後5時まで続きます。また、事の性質上、8月も休みなく開催しております。

2. 監事会の監査

本年度は古谷史旺会長の任期1年目に当たり、総会で承認を得た平成25年度事業計画に則り会務を行われていますが、その会務についての監査、これと一体を為す会計についての監査を行っております。

会務監査は、執行役員会議事録に基づいて会務担当の石川副会長から会務の執行状況について説明を受けて行っていますが、予め各監事の先生方から提出される質問事項も多く、説明を求めながら活発な

審議を行っています。審議中に出された質問で即答が出来ない事項に付きましては、翌月の監事会に持ち越して説明を受けながらさらに審議を行っております。

会計監査は、前月までの決算報告書に基づいて、会計担当の青木副会長から説明を頂いており、会務監査と同様に監事の先生方からの質問事項も多く、審議も活発に行われております。また、本年度は、新しい試みとしまして、決算報告書と現預金との照合作業を、監事会の全体会議で1回行い、会計監査の実を挙げるべく努力しております。

3. 支部の監査

現在、日本弁理士会には、北海道支部、東北支部、関東支部、北陸支部、東海支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部の9つの支部が設置されていますが、当監事会においてこれらの支部の監査を行っております。これについては、会員より選出された監事の先生方に支部を1つずつ担当して頂き、各支部から提出されました支部監査報告に基づいて行っています。支部の規模は大小様々ですが、各支部ともに努力され、地域に根ざした知的財産に関する普及、支援などの各種活動が活発に行われている状況であり、益々の発展、充実が望まれるところです。

4. 終りに

8月末までのところ監査業務は特段の問題もなく円滑に行われています。今後も、監事会と執行部が良い緊張関係を保ちながら、会員の付託に応えられる監査を行う所存でありますので、何卒、宜しくお願い致します。



日本弁理士会の研修

日本弁理士会研修所所長 真田 有

日本弁理士会研修所所長の真田 有でございます。伊藤高英前所長も日本弁理士クラブの会員であり、伊藤高英前所長の方針を受け継ぎながら研修所運営を行なっております。

さて、既登録弁理士に対する質的向上を図る研修（継続研修）及び弁理士試験合格者等に対する研修（実務修習）が平成20年度の開始から6年目を迎えました。また、平成15年度より開始された特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修は本年度で11年目を迎えました。これらの継続研修や実務修習及び能力担保研修については以下のとおりでございます。

1. 継続研修

継続研修は弁理士法で定められた法定研修で、弁理士は原則として5年間で70時間（倫理研修10時間、業務研修60時間）の研修を受けることが必要です。

（1）倫理研修について

倫理研修につきましては、当該研修を登録年度別に行うことにより、円滑な倫理研修の受講を可能にしております。そして、この倫理研修を行うことにより、弁理士倫理の徹底を図り弁理士に対する社会の信用の維持・増大に努めております。

本年度は、昨年見直しを行なった座学演習内容での倫理研修を行なっております。

（2）業務研修について

業務研修として、日本弁理士会が主催・共催する研修、外部認定機関による研修、みなし研修を用意しております。本年度は業務研修の見える化をテーマに研修所内で議論をしております。

日本弁理士会による研修にはeラーニング研修

と集合研修がありますが、以下これらの研修について説明します。

（i）eラーニング研修

既に導入されているeラーニング研修システムが効率的に運用されるよう、コンテンツの拡充を図っております。研修所が提供するコンテンツは、法律（産業財産法など）に関するコンテンツだけでなく、各分野の技術に関するコンテンツについても会員が視聴できるよう鋭意努力を続けております。

（ii）集合研修

研修計画に基づく種々の研修をTV会議システム等を利用して効果的に行っております。なお、集合研修で使用したテキストを、講師の先生の許可を得て、電子データで見ることができるようになっています。

また、地域研修につきましても、地域の皆様が様々な形で研修を受けることができるようにしております。さらに、受講管理を容易・確実に行うための努力もいたしております。

本年度は、研修フェスティバルを2回予定しており、集合研修のために弁理士会館を一日中貸し切って研修を行ないます。

（iii）必修科目

業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目がありますが、本年度は現在のところ（2013年8月現在）必須科目の指定はありません。

2. 実務修習

実務修習は、弁理士試験合格者等に対して、国に

代わり、日本弁理士会がほぼ4ヶ月間にわたり72時間の研修を行うもので、この研修も弁理士法で定められた法定研修です。

当研修所では、実務経験豊富な弁理士を講師陣として迎え、弁理士試験合格者等に対して、高い信頼性で実務修習を実施いたしております。実務修習の講師として日本弁理士クラブ会員の先生方にも多数ご協力いただいております。

弁理士試験合格者等にとっても、受講コースや受講地域を選択できるようにしており、利便性の高い実務修習を実施できるようにしています。

3. 能力担保研修

能力担保研修については以下のとおりです。

能力担保研修は、弁理士が特定侵害訴訟代理権を取得するにあたり、代理権付与の前提である「信頼性の高い能力担保措置」として行うものです。

当研修所では、能力担保研修を、東京、大阪及び名古屋（名古屋は隔年）において、4月～9月にかけ、総研修時間45時間をかけて実施します。

また、能力担保研修を受ける前提としての、民法及び民事訴訟法に関する基礎研修につきましても、eラーニング化も含めまして研修の充実を図り、更に付記弁理士のフォローアップ研修も実施いたしております。

当研修所は、上記の継続研修、実務修習、能力担保研修という3つの法定研修の実施を担っており、今後もこれらの法定研修を高い信頼性をもって実施していきます。

4. その他

その他の研修として、新人研修、新人養成研修、知財ビジネスアカデミー（IPBA）事業の研修も実施いたしております。

さらに、本年度は古谷会長が事業計画にも挙げられた弁理士育成塾の立上げを行ないます。

（1）新人研修

実務修習では実施できなかった研修を新人研修として新人弁理士を対象に実施しています。

この新人研修もeラーニング研修と集合研修を組合わせて実施し、修了者には修了証書が授与されます。

（2）新人養成研修

新人養成研修は、実務経験の浅い弁理士に対して行う実務に則した演習方式の研修で、新人研修につづく研修として位置づけられています。

この新人養成研修は平成22年度に開始された研修であり、初年度は東京で特許に限って実施されましたが、本年度は、特許については休講、商標については商標実務者養成講座（初級）という講座名で実施いたします。

（3）IPBA事業の研修

IPBA事業の研修は、知的財産推進計画において日本弁理士会に育成が促されている「総合アドバイザー型弁理士」を育成するための研修であり、知財経営コンサルティング、知財人材育成、知財創造支援等の新しい業務域に関する研修でございます。

このIPBA事業の研修にあたっては、この分野で経験豊富な講師を日本弁理士会内外から招き、種々の研修を実施しております。

（4）弁理士育成塾

古谷会長は、明細書作成機会の少ない近年合格者に対して、「明細書作成に特化した演習指導型の弁理士育成塾を立ち上げる」ことを、本年度の総会において、事業計画の大きな柱の一つとして盛り込み、承認されました。

これを受けて、研修所では本年度5月より弁理士育成塾ワーキンググループを立ち上げました。

当ワーキンググループは、1年間に総計100時間の研修を3つのクールに分けて実施するという基本スケジュールを策定しましたが、本年度は、かかる弁理士育成塾の立上げに際し、第1クールを試行版（パイロット版）として東京と大阪で実施することにしました。

既に、化学、機械、電気の各コースの講師も決まり、本年度9月には塾生の募集を開始し、本年度11月～3月にかけて、第1クール（パイロット版）を実施する予定です。

さらに、当研修所では、前記した継続研修を実施するに当たっての種々の審査業務も担っており、これにより公平で高い信頼性の研修が担保されています。

最後に、当研修所は1978年に創設されて以来、30数余年が経過し、その時々研修所に携った皆様が

研修所のあり方を模索され、現在は上記3つの法定研修を含む種々の研修を担うまでになりましたが、今後も更に新しい研修所のあり方を模索していく必要があります。このように今後も、日本弁理士会内外からの要請に応えるため、種々の情報を積極的に収集し、研修体制の強化と効率化とを図るとともに、新しい研修所のあり方を模索して参ります。

上記の各種研修の企画実行を正副所長、運営委員及び事務局職員の全員の英知と情熱とを結集して鋭意実行して参りますので、日本弁理士クラブ会員の皆様のご理解とご協力と研修への積極的な参加をお願いいたします。



日本弁理士会中央知的財産研究所 からのご報告

所長 筒井大和

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所（以下、「研究所」）は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的として、平成8（1996）年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立されました。

当研究所は、日本弁理士会におけるシンクタンクとして、知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、日本弁理士会の地位向上と社会的貢献とに努めていく所存です。

なお、当研究所の組織、活動、研究成果等については、日本弁理士会の下記ホームページをご覧ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html

2. 組織・運営について

- （1）今年度は、当研究所設立18年目を迎え、通常
の調査研究のほか、第11回公開フォーラムの開催、第7回会員向け研究発表会の開催、研究報告書である別冊パテントの発行、さらに、研究所の内外への広報活動を引き続き積極的に行います。
- （2）当研究所の運営に関する諸問題に対応するため、また、運営の効率化を図るため、研究所の組織変更及び必要な規則類の変更について検討

してきましたが、本年7月に、正副所長会議と作業部会を研究所運営規則に制定し、運営委員は、研究のサポートを中心業務とする組織変更が執行役員会で承認されましたので、今年度中に新組織での運営に移行する予定です。

- （3）当研究所の内外への広報の充実化について今年度も検討し、可能なものは実施します。
- （4）IT化を引き続き検討します。また、研究所内の膨大な資料類についてもIT技術の利用により閲覧が容易になるよう検討し、実施します。

3. 調査研究について

調査研究は、研究課題毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を東京地区に2部会、関西地区に1部会を設置し、それぞれ選定されたテーマについて鋭意調査研究を行う予定です。

4. 研究課題について

- （1）平成24年度から継続する研究課題

1）複数の知的財産法による保護の交錯

（平成24年12月1日～平成26年3月31日）

商標法に関する研究を進める中で、商標法による保護と、不正競争防止法による保護の重なり合い、棲み分けについて議論が及ぶことがあり、著作権法を含む複数の知的財産法による保護が交錯する領域に関しては、今後の弁理士の業務においても重要なものと思われま

そこで、今回、新しく研究部会を立ち上げるにあつて、日本弁理士会の実務系の委員会に研究課題につ

いての意見募集を行うと共に、当研究所内でも検討し、不正競争防止法を中心に置いて、複数の知的財産法による保護が交錯する領域についての研究を行うことにしました。

平成25年度中（平成26年3月31日まで）に研究報告を別冊パテントで発行する予定で研究を進めています。

2) 権利行使に強い明細書とは？

（平成25年2月1日～平成26年9月30日）

今回の新たな研究テーマ選定にあたっては、実務系委員会への意見募集を行った他、研究所運営委員による作業部会で検討し、クレームにも明細書にも記載のない事項と、明細書の記載と、クレームの文言との関係に注目し、文言侵害、均等侵害及び特殊クレームの問題に焦点を当てることにしました。

どのようなクレーム及び明細書を作成すれば権利行使に耐える強い特許を取得できるか、というのは弁理士にとって最大の関心事の一つです。権利行使の場面におけるクレーム文言や明細書記載の問題に焦点を当てることで、これまで十分に検討されてこなかった諸問題を追究できることが期待できます。

3) 「間接侵害に関する研究」

（平成25年4月1日～平成26年9月30日）

本研究部会は関西での研究部会であり、「特許発明の効果的・実質的な保護」はいかにあるべきか、との観点から間接侵害に関する研究を行います。

また、工業製品の製造、販売が国際的な広がりを見せている現状では、国際的な視野に立った間接侵害の取扱いを考察することも必要となります。国際的な特許紛争が勃発している米国、ヨーロッパ各国、中国、韓国などの諸国における間接侵害の取扱いも研究課題になる予定です。

さらに、特許権のみならず意匠権、商標権、著作権においても、間接侵害は権利の効果的・実質的保護の観点から考察される必要があります。

一方、間接侵害に関しては、平成14年と18年の法改正において、侵害形態が追加され、権利保護の一層の拡充が見られます。このような保護拡充に関しても、判例などを参照しつつ検討、研究を試みる予定です。

5. 事業について

(1) 第11回公開フォーラムの実施

公開フォーラムは、例年東京及び大阪で開催し、会員・非会員含めて多数の来場者があります。今年度も継続的に開催し、引き続き外部への広報を積極的に行い、当研究所の研究成果をアピールしていきます。

(2) 第7回会員向け研究発表会の実施

会員向けの研究発表会は、毎年2～3月に東京と大阪で行われており、当研究所の研究内容について、特に実務的な観点から弁理士にとって重要なポイントについて発表を行うものであり、会員にとって非常に有益な情報収集の場となっていますので、今年度も開催します。

(3) 別冊パテント誌の発行

当研究所の研究成果である「報告書」は、近年、広報センターのご協力により「別冊パテント」として発行しており、全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家・学者・研究者などに配布して高い評価を得ています。

今年度は、「複数の知的財産法による保護の交錯」の別冊パテントを1冊発行する予定です。

(4) その他、時宜に応じて当研究所として対処すべき事項

弁理士制度はもとより、広く内外の知的財産制度の動向に着目し、時宜に応じた研究活動の企画・実行の推進を目指します。 (以上)



知的財産支援センター長就任のご挨拶

知的財産支援センター センター長 松浦 喜多男

1. はじめに

本年度から支援センター長を仰せ付かることとなりました。日本弁理士会の対外支援事業の要となる組織であり、就任に当たりその重責をひしひしと感じているところです。

支援センターは平成11年4月1日発足で、本年度は15年目となります。

日本弁理士会が、外に向かって自らの主張を貫くため、またはプレゼンスを向上させるためには、自らが、社会にとって待望される、影響力ある存在でなければならない。そのためには社会貢献を継続的かつ組織的に行う必要があるとの趣旨の下、支援センターが創設されました。

その後14年間の活動により、支部とともに、多岐に亘る対外的支援活動を展開してきました。

その結果、国、自治体、教育機関、企業から、様々な評価、要望そして期待を頂いています。支援センターや、各支部の対外支援活動は、確実に、日本弁理士会のプレゼンスの向上に貢献しているといえます。

一方、ご承知のように昨今の弁理士を取り巻く状況は、出願件数の低迷、会員の急速な増加、不況などに起因して、たいへん厳しいものがあり、このことから仕事に直接結びつかない社会貢献に対して、会員の認識や理解が低下しているのではないかと心配しています。しかし、環境の変化があったとしても、支援センターの設立意義が低下することはありません。そのような状況だからこそ外に向かって、日本弁理士会の主張を高らかに打ち出す必要があり、それを支える自負心の根拠を与えるものとしての、継

続的社会貢献と弁理士会のプレゼンスの向上は、その意義をますます強めているのではないのでしょうか。

これらの観点に立って、

「創設15年目の今、設置意義と成果を広く共有し、歩をさらに進めよう！」

という本年度スローガンを採択させていただきました。

この一年、支援センター一丸となり、自信と責任をもって対外的支援活動に取り組んでいきたいと、決意しているところです。

2. 活動の主な柱

本年度は、上記スローガンを結実するために、次の事業を展開します。

① 教育支援の充実化

第一事業部では、小中高を対象とする教育支援を行い、知財人材・発明人材の初等育成教育、知的財産の尊重風土の醸成等に寄与しています。また、その数年に亘る教育支援の成果が、知財授業用の様々なコンテンツとして蓄積され、磨き上げられています。支援員の裾野も広がっています。これらの活動を、今後とも継続的に取り組んでいきたいと考えています。また、本年3月に、日本弁理士会は、国立高等専門学校機構と知財支援協定を締結しました。締結初年度でもあり、第二事業部を中心として支援体制を整え、支部とともに実効ある支援を行っていききたいと考えています。

② 中小企業支援

支援センターは、知財支援協定に基づき、第三事業部を中心として地方自治体（17道県・4市（3県

は満了))の知財活性化事業に協力し、知的財産セミナー等を開催しています。これらのセミナーの内容は、主に、中小企業・ベンチャー企業を対象とするものです。中小・ベンチャー企業の知財支援は我が国全体の課題です。

③ 出願援助事業

昨年度から、出願援助事業が、予算規模で拡大され、実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助内容に含まれました。また、法人に対する資力要件が緩和され、援助対象が広がりました。これに呼応して、本年度も出願等援助部により、質の高い発

明等を世に送り出す手伝いをしたいと考えています。

④ 機構改革

本年度から総務部を各部の横断的部署として位置付け、メンバーを事業部担当副センター長(各1)としました。これと関係して、具体的支援活動の参加は、各事業部の垣根を取り外すこととしました。

今後とも、会員のご理解とご協力により、支援センターの活動を日本弁理士会の基本活動として大切に育てていきたいと思っています。

以上

知的財産価値評価推進センターの ご紹介

知的財産価値評価推進センター副センター長 尾崎光三

知的財産価値評価推進センター（以下センターと略記します）は、平成17年4月に日本弁理士会の付属機関として設立され、平成25年度までの8年間に亘り活動を続けてまいりました。昨年度までの2年間の石田喜樹センター長の在任に代わり、平成25年度は、井内龍二センター長がその任に就きました。その間の2年有余、副センター長として、センター長を補佐し、より「客観的」で、より「妥当」な特許権価値評価手法に関する調査研究を担当してまいりました小生から、この度、センター活動の一端を紹介させていただきます。

（1）センターの役割

1）センターの設置目的

センターの設置目的は、「弁理士が関与する知的財産権の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、知的財産権の価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用寄予すること」（会則150の2）であり、センターは、この目的を達成するための種々の支援事業を行っています。

2）センターが対外に提供するサービス

裁判所その他の団体から、知的財産権の価値評価に関し、評価人推薦の依頼を受けたときに、その価値評価業務（推薦業務）（規則13）を受任する評価人を選考し（規則18）、推薦するサービスを対外的に提供しています。

今日までに行われた評価人の推薦は、主として地方裁判所における民事執行案件の中で、知的財産権の価格の算定を行うための評価人を対象としています。

平成25年9月までの累積の推薦件数は、68件（そのうち東京地方裁判所に対するものが36件）であり、平成24度の推薦実績は、9件であります。

（2）評価人候補者の登録

評価人として選考され、推薦されるためには、評価人候補者登録簿に登録されていることが求められます（規則13）。登録は、会員による受任対応の意思表示であると解されておりますので、評価人募集は、登録された評価人候補者を対象に行われます。現在の評価人候補者の登録者数は、374名であります。

「価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用寄予する」（会則150の2）の観点から、多数の会員の登録が期待されるところであります。

（3）評価人候補者研修

「価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業」（会則150の2）の一環として、センターは、評価人候補者研修を通年的に実施しています。評価人としての職能と経験を予め保有する会員の存在も前提に置いていますので、同研修の受講は、評価人として選考されるための必須的な条件ではありませんが、一般的には、評価対象権利の客体関連における評価人候補者の専門性や同候補者の活動地域等と併せて、同研修の履修経歴が参考情報となります。目下のところ、評価人候補者研修の案内は、評価人候補者として登録されている会員に対してのみ行っています。評価人候補者として登録を受けることで、評価人候補者研修を継続職能開発（Continuing Professional Development）の恰好の機会として利用することが大いに推奨されます。

評価人候補者研修の本年度の実施予定は、18コマ（そのうち、演習形式の研修が3コマ）であります。

（４）評価人補助者

評価人補助者の選考と推薦も、必要に応じて行われます。評価人補助者は、評価人による評価業務を手伝いながらOJT（On the Job Training）により、将来の評価人の実務的育成を図る観点から選考されます。

（５）センターの組織

本年度のセンターは、井内龍二センター長と副センター長13名を含む運営委員63名により構成されています。

- 1) 総務部：規則の整備、評価人候補者の管理、渉外・広報等を担当しています。
- 2) 第1事業部：評価マニュアル（評価の手引き等）の作成・更改等を担当しています。
- 3) 第2事業部：評価参考書の作成・管理、書籍・商用検索データベースの調達・管理等の他、昨年度より、知的財産価値評価のニーズに関する第2回実態調査を担当しています。
- 4) 第3事業部：評価人候補者研修の企画・運営を担当しています。
- 5) 特別部：民間企業における知的財産の価値評価に関するニーズの開拓の他、その一環として、PatVM®（客観性の高い特許権価値評価手法として公表されているもの）の調査研究を担当しています。

（６）本年度の主な取り組み

- 1) 民間企業向け知財価値評価サービス事例の構築
センターの設立時頃は、専ら裁判所からの評価人の推薦の要請に応えることがセンターの役割であったという事情があり、その後も、こうした事情が続いたことから、評価マニュアル（評価の手引き等）の内容や評価人候補者研修のそれも、主として、裁判所からの推薦要請を受けた推薦業務（規則13）に応需する評価人を念頭に置いて整えられてきた経緯があります。
しかし、近年は、裁判所における知的財産権の

定量的（金銭的）価値評価以外にも、企業における知的財産権の定性的価値評価や定量的（会計的）価値評価の需要を喚起することで、役割の拡大を図ることが、センターの重要な取り組みに位置付けられています。その一環として、主に、民間企業における種々の事業局面での知的財産権の定性的評価の応需実績の確保にも努め、併せて、将来の応需拡大を踏まえて、企業会計を巡る知的財産権の金銭的価値評価の需要にも耐え得る客観性の高い計測値の獲得を目指した特許権価値評価手法として公表されているPatVM®特許権価値評価モデルの実用化に向けての取り組みを展開しています。これにより、「弁理士が関与する知的財産権の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図る」（会則150の2）べく、より「客観的」で、より「妥当」な価値評価手法の実用化を目指します。

2) 知財価値評価の経営体別のニーズに関する大規模実態調査

センターの今後の活動方針の策定のために必要であり、直截的には、上記1)の民間企業向け知財価値評価サービス事例の構築の実践にも有用である知財価値評価に対する経営体別のニーズの把握・分析を行う目的で、3,000サンプル程度の大規模実態調査を実施します。平成14年度以来の2回目の大規模実態調査になります。

3) 国際財務報告基準による知財会計の動向に関する調査研究

近年、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）の導入に備える企業動向の中で、上記国際財務報告基準対応の企業会計の分野における知財価値評価の需要局面と、その局面ごとに必要な評価業務の実際を把握するという観点から、同基準における知財関連事項に関し、海外情報収集を含めて調査研究を進めながら、関連団体（日本公認会計士協会、日本経済団体連合会等）との連携関係の確立に努めています。以上

国際活動センターについて

国際活動センター副センター長 松岡修平

はじめに

国際活動センターは、日本弁理士会の国際活動を統括する付属機関であり、国の組織で言えば外務省に相当する組織です。センター発足以前は毎年委員が交代する多種多様な委員会がそれぞれ独自に国際活動を行っていた為、日本弁理士会として統一的且つ継続的に国際活動を行う組織を設立する必要性が痛感され、それが喫緊の課題であるとの認識の下、旧国際活動委員会を核として2005年に正式に発足したもので、今年で8年目を迎えます。

実は、筆者は随分以前に旧国際活動委員会の委員長を務めると共にこの国際活動センター発足の準備に関わったメンバーの一人でもあり、此の度の国際活動センターへの復帰は、まさに「予備役招集^{*1}」そのものと言っても過言ではありません。

*1 或る方から、「予備役招集」などという言葉は今や死語であり、相当なベテランでない限り何のこともやらさっぱりわからないよ、との御忠告を頂いたのですが、これ位じっくり来る言葉は他に見つからないので、そのまま使わせて頂きます。

組織の現状

2005年の発足以来、国際活動センターは飛躍的な発展を遂げ、現在では、センター長と6名の副センター長とを含め、総勢100名を越す大所帯となっています。

センターには、国際機関関連マター対応を中心とする①国際政策研究部、日本の知財関連情報を外国向けに発信する②日本情報発信部、外国の知財関連情報を収集して会員に提供する③外国情報部^{*2}が常設されていると共に、これ等各部を総括しセンターの基本方針を決定する組織として、センター長・副

センター長と各部の部長・部会長とで構成される④企画政策会議が設置されています。

尚、米国知財法曹協会（A I P L A）等の各国弁理士会や国際弁理士連盟（F I C P I）等の国際的組織との交流会或いはアジアセミナーの開催といったセンターが担当する行事の運営管理に関しては、必要に応じその都度Project Groupを結成して対応することになっています。

*2 外国情報部は更に、①米国部会、②欧州部会、③アジア部会に分かれて各地域の知財関連情報の収集に当たっています。

活動の現状

現場復帰から間がありません（本稿執筆時点で就任から約5カ月程度）ので、各部や各P Gの活動の現状につきましてはその詳細を承知しておらず、日本弁理士会のHP（例えば、「平成24年度国際活動センター報告」等）の関連情報を御参照頂くべきかと存じます。但し、私が担当しております国際政策研究部の活動に関しては、それなりに御紹介可能ですので、それをもって活動の現状の御報告とさせていただきます。

・国際政策研究部の構成

本年度の国際政策研究部は、部長・副部長各1名と部員13名及び担当副センター長1名の計16名で構成され、各部員は、①W I P O関連対応、②W T O関連対応、③W C O^{*3}関連対応の3つのWorking Groupのいずれかに所属しています。

・各WGの活動

W I P O関連対応WGは、W I P Oの管掌するパリ条約をはじめとする知財関係条約類の改正動向等

を継続的にwatchingし、その対応について検討すると共に執行部及び会員に関連情報を提供し、WIP O主宰の改正会議等にメンバーを派遣（必要に応じて関連実務委員会のメンバーも）して日本弁理士会の意向を反映させるべく活動しています。

WTO関連対応WGは、WTOの管掌するTRIPS協定等の国際貿易関係条約類の改正動向やその枠内で各地域間乃至各国間で取極められる経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の知財関連規定に関する交渉乃至締結状況を継続的にwatchingし、その対応について検討すると共に執行部及び会員に関連情報を提供し、必要に応じて他の関連委員会とも連携して日本弁理士会の意向を反映するべく活動しています。尚、本年度は、TPP関連の経済連携WGがオール弁理士会的組織として設置されていますので、それを支援する活動も行っています。

WCO関連対応WGは、これまで日本弁理士にあまり馴染みが無くそれでいて極めて重要なWCOの管掌する国際的水際取締りに関するIPMシステム^{*4}や、各地域乃至各国における水際取締りに関する情報収集と分析を継続的に行い、その対応について検討すると共に執行部や会員に有益な関連情報を提供するべく活動しています。

*3 WCOとは、1952年に設立された世界税関機構（World Custom Organization）の略称で、ベルギーのブリュッセルに本部を置く税関関連の唯一の国際機関です。

*4 IPMシステムとは、2011年6月から運用を開始した国際的水際取締りの為のツール（Interface Public Members）の略称であり、権利者から提供される知財侵害品（模倣品や海賊版）に関する真贋判定ポイント等の情報を各国税関に提供可能な環境にするツールであり、権利者と各国税関当局とのインターフェイスとなる機能を備えているものです。

・その他の活動

上記の他、例えば弁理士法改正に際してACP（Attorney-Client Privilege）に関する規定を導入すべきか否かの前提となる諸外国関連制度の検討等、各常設WGの枠を越えるテーマについては、必要に応じてアドホックWGを設置して対応するようになっていきます。

おわりに

日本弁理士会の外務省としての機能を担う国際活動センターは、TPPや日中韓FTA等の各種EPAやFTAによる知的財産制度の地域的統一や弁理士・弁護士資格の相互承認の問題等、一層複雑・困難化する知的財産を取巻く国際情勢に迅速且つ積極果敢に対応する為にも、更なる機能強化が求められ、その責任が飛躍的に大きくなっていることを実感する日々を過ごしています。





広報センター

広報センターセンター長 福田伸一

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日から弁理士会の附属機関としての活動を開始し、本年度で4年目を迎えました。

2. 組織の概要

センター長、副センター長、部長、事業部運営委員から構成されています。

センター長は全ての事業部を管轄し、副センター長と部長は5つの事業部の一つを担当します。また、センター長、副センター長、部長による広報企画会議があり、各事業部活動状況の共有化を図ると共に、全体としての課題を検討しています。さらに、各事業部は、単純な縦割り構造とはせず、事案によっては必要に応じて連携して横断的な検討／作業を行っております。

① 企画総務部

当センターの運営／活動に関する企画／立案、事務管理を担当しています。

継続的に事業を行うためのマニュアル作成、短中期的広報計画の検討、支部との関係についての検討、各事業部活動の集約／整理等を行っています。本年度は、特に後記「危機管理広報」について検討しております。

② 第1事業部

主に各種イベントに関連する広報を担当しています。例えば、新聞広告、ノベルティグッズ制作、イベント時に利用する展示パネル制作を行っています。

本年度は、既に「日刊工業新聞」、「西日本新聞」、「産経新聞」に広告を掲載し、BS朝日「週間金曜日

では弁理士の日に因んだ番組を放映しました。併せて、昨年度に引き続き、広告の定型性を保つための雛形制作等も行っています。

③ 第2事業部

記者会見等、マスメディアを活用する広報を担当しています。例えば、定例記者会見、個別取材対応等を行っています。また、取材対応マニュアル作成等、継続性担保のための作業も行っています。

記者会見は、その時々テーマを抽出し、時には関東支部と共催で実施しています。

また、本年度は、各種委員会の協力を得て、ファッション業界の専門紙である織研新聞に全10回に亘る知的財産講座を掲載しました。

④ 第3事業部

広報誌の発行、紙媒体、ホームページ等を用いた広報を担当しています。

例えば、広報誌「パテントアトニー」、「弁理士Info」等の制作等を行い、弁理士会ホームページ中の情報をアップデートする等して情報発信活動を行っています。

本年度は、昨年度全面改訂されたホームページの更なる改善、動画コンテンツの拡充をはかるとともに、新規パンフレット（特許を予定）の制作を検討しております。

⑤ 会誌編集部

会員はもとより、希望者に有償で販売される会誌「パテント」の企画／編集／発行による広報等を担当しています。

有償で販売されることもあり、特集テーマの選定、原稿収集等については気を遣っており、発行より

数ヶ月前より活発な議論がされています。

また、中央知的財産研究所の論文を纏めた別冊も発行しています。更に、「パテント」への投稿原稿を査読し、また、掲載基準に照らして広告審査を行っています。

「パテント」誌は、執筆者のお力によるものであるのはもとより、この事業部による日々の活動の成果物であると考えております。

3. 本年度の特徴

① 危機管理広報の検討

諸々の事件や不祥事があった場合、その対応が稚拙であったがために不利な扱いを受けることがあります。また、先日の行政書士による弁理士法違反事件についても、まったくの他人事で片付けるわけにはいかないと考えております。そこで、広報センターでは、予測不能な危機にどのように対応していけばよいのかを検討し、広報センター運営委員が危機管理に関する専門家の講座を受講し、その結果をフィードバックさせて危機管理広報に関する手引きを作成し、本会はもちろん、各支部へ配布等する予定にしております。

② マスコミ対応・活用に向けての更なる検討

マスコミは、良い点・悪い点とも高い広報効果があり、もろ刃の剣と言えます。そこで、いかにリスクを低減し、効果的なPRを実施するかについて検討を行っています。

例えば、専門業者に記者会見の映像のチェックを依頼し、現状のマスコミ対応の課題を抽出すると共

に、改善点を検討しております。そして、上記検討結果を受けて記者懇談会の講演者や取材対応者向けのマニュアルを更に充実させる予定です。

新たな情報発信方法として、新聞記者等、マスコミを対象としたメルマガを6月からスタートしております。

③ 支部との更なる連携強化

広報センターでは平成24年度に支部長アンケートを実施し、連携の可能性をはじめ、数々のご提案をいただきました。23年度は内部で内容を精査しましたが、本年度はこれらを受け、実際に交流を図るなかでさらなる検討を進めております。

既に近畿支部広報IT委員会と意見交換会を実施しており、今後は各支部の広報機関との意見交換を予定しております。

また、当センターが所有する記者会見用バックボード・弁理士業務やヒット商品に関するパネル系広報媒体、関東支部が作成したはっぴょん縫いぐるみ・パネル等、様々な広報媒体の相互利用等についても、情報を共有していきたいと考えております。

4. 参加のお願い

当センターは、日常業務とは異なる分野で自分のアイデアを生かす活動ができる組織です。また、本年度弁理士登録したばかりの会員を含め、若手会員が多数を占めており、自由にアイデアを出し、発言できる環境にあります。若手会員におかれましては、次年度は当センターに所属し、共に活動していただきますようお願いする次第です。

日本弁理士政治連盟(弁政連)の活動について

日本弁理士政治連盟副会長 水野勝文

1. はじめに

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれませんが、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。

日本弁理士会の意向を代弁し、日本弁理士会とその会員のために、広く国会議員をはじめ政策関係者に、日本弁理士会の考え方を説明し、理解を深めてもらうよう継続的に活動している団体です。そのために昭和49年11月に弁理士会の幹旋決議により設立されました。

実は私自身、5年前まではほとんどその活動について理解していませんでした。

平成21年度の日本弁理士会の副会長就任直後に、突然自由民主党におけるヒアリングに呼ばれました。議題は、法科大学院の修了生に隣接法律専門職（司法書士、税理士、弁理士などを総称している用語）の資格を付与あるいは国家試験科目の一部免除をすることについて。日本司法書士会連合会、日本税理士政治連盟とともに、その場で日本弁理士会も意見を求められました。

我々弁理士が法律の下で成り立っていること、よって立法（政治）と密接に関係しており、うかうかしていると想像以上に容易に影響されることを思い知らされました。

現に平成12年の弁理士法改正では、特許料等の納付や特許原簿等への登録申請といった手続が、弁理士の独占業務から開放されました。

我々弁理士も最早政治と無関係というわけにはいかないのです。

2. 弁理士を取り巻く状況

言うまでもなく、経済のグローバル化は我々弁理士の業務にも大きく影響しており、まず、国内独占業務の全体量の減少と非独占の海外業務の増加という現象が起きています。一方、政策により弁理士試験合格者も急増するなど、業務上の過当競争によりダンピングも発生しています。安定した時代ではありません。

ところで、弁理士資格は、法律の裏付けがあっただけで存在できるのであり、弁理士の業務は弁理士法によって規制されています。数次の弁理士法改正によって、独占業務の一部開放や弁理士試験制度が変更されてきたことは皆さんご存知の通りです。

よって弁理士がその業務について研鑽を積み重ねなければならないことも勿論ですが、直近ではTPPなど、弁理士を取り巻く状況の変化、各種法改正の動向に注意しなければなりません。弁理士業務に利害関係を有する他団体が国会議員に働きかけて、我々弁理士が想像もしていなかった方向に進む可能性も否定できないのです。実際に、そのような動きが過去何度も起きています。

3. 弁理士の政治活動

上述したような状況下では、個々の会員がそれぞれの考えを持っていることは勿論ですが、弁理士全体として、国レベルの視点から、知的財産（制度）や弁理士（制度）を切り口に政策提言し、社会に貢献していくこと、ひいては弁理士の存在価値を高め、弁理士の社会的地位、弁理士としての生活を確保していく、といった考え方が必要ではないでしょうか？

弁理士にも政治活動、社会貢献が必要な時代であり、少しずつ力を合わせて、粘り強く行動していか

なければ、大袈裟ではなく、弁理士制度の崩壊につながりかねません。

4. 弁政連の存在意義

日本弁理士会の事業、目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのではありません。

そこで、昭和49年、弁理士会の幹旋決議により、日本弁理士政治連盟（弁政連）が設立されました。

このような事情は他の士業団体においても同様で、例外なく、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動をしています。

弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においては、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

5. 弁政連の活動

日本弁理士政治連盟は、上記の通り、日本弁理士会とは別個の独立した団体として設立されていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様にも毎年一回、会費の納入のお願いが行っていると思います。

皆様から頂いた会費を活動費として、まずは、弁理士や弁理士制度に理解がある国会議員を増やす活動です。日頃からの付き合いが大事で、得られる情報量が違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士や日本弁理士会の存在意義や考え方を説明し、少しでも理解を深めてもらう地道な活動です。ただ、これらの活動の広さ、深さは、活動費の多寡に縛られているのも現実です。

また、具体的な重要法案や政策があれば、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう努力しています。

前述したように、広く知的財産（制度）や弁理士（制度）を理解してもらい、日本弁理士会の意見を理解してもらえる国会議員を増やすことを目指して

いますので、自由民主党、民主党、公明党といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。

6. 最後に

我々弁理士の政治力は、票、資金、いずれを見ても明らかなように、決して強いとは言えません。しかし、だからこそ地道に理を求めてきた結果、また、先輩方の継続的な活動の結果、単なる圧力団体とは違う見方をしてもらっている面もあると言えます。今回の弁理士法改正の機会も、そのような地道な継続的活動がサポートになっています。

今回の弁理士法改正については先般、自由民主党の弁理士制度推進議員連盟において、

「弁理士法改正法律案」の内容については、日本弁理士会が要望している次の事項が実現するよう適切な措置を講ずること。

- 弁理士法に使命条項を新設
 - 弁理士試験制度の見直し
 - 弁理士の秘匿特権関連規定の導入
 - 弁理士の業務範囲の拡大
 - 一人法人制度の導入
 - 弁理士研修制度の見直し
 - 利益相反規定の見直し
 - 弁理士自治の拡充
 - 非弁行為要件の見直し
- 以上

との内容の決議がなされています。

しかしながら、今回の弁理士法改正が決して容易でないことも想像に難くありません。

同様に、弁政連の活動も到底思うようにはなりません。即ち、日本弁理士会の意向もなかなか通じないのです。にもかかわらず、地道な活動・努力を続けていかなければ、弁理士制度を守っていくことは難しいでしょう。

弁理士の将来のためにも、皆様一人一人のご支援をお願いします。

日本弁理士政治連盟の具体的な活動については、是非ホームページをご覧ください。 以上